平成２８年第３回臨時会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成28年第3回　津別町議会臨時会会議録

招集通知　　平成28年　5月　19日

場　　所　　津別町議会議事堂

開会日時　　平成28年　5月26日　　午前10時00分

閉会日時　　平成28年　5月26日　　午後　1時10分

議　　長　　鹿　中　順　一

副 議 長　　篠　原　眞稚子

議員の応召、出席状況

議席番号	氏　　名	応　召 不応召	出席状況	議席番号	氏　　名	応　召 不応召	出席状況
1	佐　藤　久　哉	○	○	6	藤　原　英　男	○	○
2	白　馬　康　進	○	○	7	山　内　　　彬	○	○
3	村　田　政　義	○	○	8	谷　川　忠　雄	○	○
4	乃　村　吉　春	○	○	9	篠　原　眞稚子	○	○
5	茂呂竹　裕　子	○	○	１０	鹿　中　順　一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

（イ）執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

（ロ）委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総務課長	齊藤昭一	○	生涯学習課参事	藤原勝美	○
総務課主幹	小泉政敏	○	学校給食センター主幹	阿部勝弘	○
住民企画課長	伊藤泰広	○	農業委員会事務局長	横山智	○
住民企画課主幹	篠原裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤昭一	○
住民企画課主幹	森井研児	○	選挙管理委員会次長	小泉政敏	○
保健福祉課長	川口昌志	○	監査委員事務局長	松橋正樹	○
保健福祉課主幹	小野淳子	○			
産業振興課長	横山智	○			
産業振興課参事	小野敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬雅祥	○			
産業振興課主幹	近野幸彦	○			
建設課長	石川篤	○			
建設課参事	竹内秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	松橋正樹	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	山田志津子	○			

会　議　に　付　し　た　事　件

日程	区分	番号	件　　　　　　　　名	顛　　　　末
1			会議録署名議員の指名	２番　白馬　康進 ３番　村田　政義
2			会期の決定	5月26日　1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	承認	3	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	
6	〃	4	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町一般会計補正予算（第９号）について）	
7	〃	5	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町一般会計補正予算（第10号）について）	
8	〃	6	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６）について）	
9	〃	7	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）について）	
10	〃	8	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）について）	
11	〃	9	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第５号）について）	
12	議案	39	津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件　　　　　　　　名	顛　　　末
13	議案	40	津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	41	ふるさとつべつ応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	42	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	43	津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	44	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	45	契約の締結について（まちなか団地（Ⅲ工区）建設事業建築本体工事）	
19	〃	46	財産の処分について（町有林立木）	
20	〃	47	町道路線の廃止について	
21	〃	48	町道路線の認定について	

（午前10時00分）

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成28年第３回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

２番　白　馬　康　進　君　　　３番　村　田　政　義　君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日１日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君）　日程第３、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君）　これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君）　これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

本日ここに第３回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第２回定例議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告でありますが、去る４月 16 日、勲六等瑞宝章、津別町消防功労者　山下貞雄様がご逝去されました。故人は、永年、消防団員として地域の防災活動に多大なご貢献をいただきました。

また、去る５月 12 日、津別町自治功労者　金田幸一様がご逝去されました。故人は、永年、交通指導員として地域住民への交通安全指導と、交通安全思想の普及に多大なご貢献をいただきました。

お二人の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、叙勲についてでありますが、平成 28 年春の叙勲において、津別町字柏町　福井全雅様が、保護司を永年務められた功績により、瑞宝双光章を受章されました。こ

のたびの栄えある受章に対し、心より敬意を表するものであります。

次に、寄附についてでありますが、４月８日、中田清美様より、自然運動公園整備に 300 万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、地域おこし協力隊についてでありますが、３月 15 日に、「相生創造集団ネオ・フォーク」のプロデューサーとして田畑久美子さんが着任し、芸術を通じた相生地区の活性化に向けた取り組みが開始されたところであります。

続いて、３月 24 日に、「道の駅あいおい」のマネージャー候補として都丸雅子さんが着任し、道の駅の各種業務を知るための取り組みが開始されたところであります。以上の２名の隊員につきましては、いずれも相生地区に居住されています。

５月 11 日には、観光協会事務局として太田克彦さんが着任し、さんさん館に勤務しておりますが、家族につきましては、できるだけ早い時期に呼び寄せたいとの意向であります。

６月には、さらに２名の協力隊員が赴任予定となっていますが、残念ながら昨年着任しました竹内憲宏さんにつきましては、家庭の事情から３月末に退任して転出し、また最初の隊員として相生に居住していました檜山ご夫婦につきましても、事情により４月末に転出しましたが、今後とも地域おこし協力隊の制度活用を行い、隊員の永住に向けた支援を行ってまいる考えであります。

次に、高齢者に対するお祝いについてでありますが、３月 25 日に天野　進様が、また３月 31 日には、泉　春子様が 100 歳の誕生日を迎えられましたことから、今後とも益々のご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、公益財団法人　土木学会とのアセットマネジメントシステムモデル事業についてでありますが、まちなか再生事業の共同研究を行っている筑波大学の推薦を受けて申請したところ、今年度の全国４つのモデル事業の一つに採択され、４月１日付で協定を締結いたしました。人口減少における公共施設の統廃合や再配置計画の策定手法の開発などに政策提案をいただくことを目標としており、４月 15 日、16 日の両日、事業代表者である東京大学小澤一雅教授、筑波大学大澤義明教授ら計９名が視察と情報交換のため来町されました。今年度に並行して策定します「公共施設等総合管理計

画」のデータと連動させながら、夏以降に本格的な作業に入る予定としています。

次に、「夢ふうせんほんき」の開所についてでありますが、４月５日、町内で小規模多機能ホームを運営する株式会社エムリンクにより、旧本岐小学校を活用したサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所「夢ふうせんほんき」がオープンし、開設記念式典が行われました。今後、本岐周辺地域の利用者ニーズに応えられる施設となるよう期待するものであります。

次に、交通安全推進運動についてでありますが、４月 12 日、生活改善センターにおいて、事業所や自治会関係者など約 200 名が参加する中、交通安全推進町民大会を開催いたしました。この大会において、町民による交通死亡事故ゼロ日運動目標を 3,500 日としていましたが、平成 28 年４月 22 日に目標が達成されたことから、オホーツク地区交通安全推進協議会から顕彰を受けたところであります。また、町内における交通死亡事故死ゼロ日運動目標である 2,500 日の達成日は、平成 29 年１月 22 日であり、この目標達成に向け、関係機関はもとより町民の皆様とともに運動を展開し、悲惨な交通事故のない明るいまちづくりを進めてまいります。

次に、阿寒国立公園の名称変更要請についてでありますが、昨年５月臨時議会において、阿寒国立公園の大半を占める弟子屈町と釧路市が、公園名称を「阿寒摩周国立公園」とすることで合意したことから、本町を含む周辺９町もこれに同意したことについて行政報告を行ったところであります。

本年３月 21 日、丸川環境大臣が阿寒国立公園を視察されたことから、４月 13 日、公園内 11 市町中７市町の首長が環境省に出向き、改めて名称変更要請を行ったところであります。政府においては、インバウンド（訪日外国人旅行者）数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人を目指すとしており、その実現に向けた一つの方策として、国立公園を世界水準のナショナルパークに生まれ変わらせるとしています。今回の名称変更要請は、阿寒周辺をより広域的にとらえてもらうとともに、国が推進する方向にも合致するものとして、できる限り早期に名称変更が承認されるよう要請活動を行ったものであります。

次に、放課後等デイサービス「すきっぷ」の開所についてでありますが、４月 16 日、多くの関係者が出席し、津別町手をつなぐ育成会による旧津別保育所を活用した施設

「すきっぷ」の開所式が行われました。今後、小・中・高校に通う障がい児の放課後の居場所づくりと、療育を通じた生活能力を養う施設として利用者のニーズに応えられるよう期待するものであります。

次に、会計検査の受検についてでありますが、４月20日、社会資本整備総合交付金により建設した平成26年旭町団地についての会計検査が行われました。また、５月９日から11日には、森林整備加速化・林業再生事業により建設した体験交流施設（みぃとインつべつ）についての会計検査が行われ、いずれも特に問題なく終了したところであります。

次に、Ｇ７伊勢志摩サミット開催に伴うカーボン・オフセットの協力についてでありますが、５月26日、27日、三重県で開催されますサミットに際し、サミット開催により排出される$ＣＯ_2$のカーボン・オフセットの協力依頼が外務省からあり、津別町の森林Ｊ－ＶＥＲクレジット50トン分を提供いたしました。これにより、伊勢志摩サミットロゴマークの使用が承認されたことから、ホームページに掲載しているところであります。

次に、ふるさと納税についてでありますが、平成26年度までは年間約100万円程度の寄附金でしたが、町内企業等の協力により、返礼品を拡大するなどの対応を行ったところ、平成27年度の寄附金は1,195件、3,120万5,000円となりました。さらに今年度につきましては、広報を通じて新たな返礼品の提供希望の募集を行ったところ、多くの応募があり、昨年度の６事業者31品目から、17事業者54品目に拡大したところであります。「ふるさとチョイス」というインターネット専門サイトへの掲載や、クレジットカード決済を取り入れたこともあり、開始１カ月余りの５月８日現在 687万5,000円の寄附額となっており、上々の滑り出しとなっています。引き続き、津別町の特産品の魅力を広めながら、寄附の拡大に努めてまいります。

次に、雌阿寒岳火山防災協議会総会についてでありますが、５月24日、釧路市において初の総会が開催されました。この協議会は、活火山である雌阿寒岳周辺が火山災害警戒地域に指定されたことから、活動火山対策特別措置法に基づき、従来の１市６町村（釧路市、津別町、美幌町、足寄町、弟子屈町、白糠町、鶴居村）と関係機関で構成されていた雌阿寒岳火山防災会議協議会を母体とし、新たに北海道と学識経験者

などを加えて設置されたところです。津別町としましても引き続きこの協議会に参加し、雌阿寒岳周辺の自治体との情報共有を図るとともに、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うこととしております。

なお、今議会におきまして、条例制定の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　以上で行政報告を終わります。

◎承認第３号

○議長（鹿中順一君）　日程第５、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川　篤君）　ただいま上程となりました承認第３号　専決処分の承認を求めることについて内容の説明を申し上げます。

この専決処分は、地方自治法第 179 条第１項の規定により、損害賠償の額につきまして専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

次ページ、専決処分第９号をご覧ください。専決処分の理由は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないために専決処分を行ったものであります。

賠償の理由は、福祉バス車両が平成 27 年 12 月 19 日、サッカー大会に参加する中学校の生徒を乗せて走行中、湧別町道道の交差点において赤信号で停車する際、路面状況の把握の遅れから停車できずに前方に停車していた軽自動車に追突し、相手方にけがと車両を損傷させた事故であります。物損につきましては、１月 25 日に金額が確定し示談が成立し、３月定例会で承認をいただいております。今回は、人身傷害にかか

る損害について４月 20 日、金額が確定し示談が成立したものであります。
　賠償の相手方は紋別市　佐々木健一様であります。なお、損害賠償額につきましては全額保険にて支払われます。今回の事故は注意をしていれば防げた事故であり、相手方にご迷惑をお掛けしましたことにつきましておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。
　今後は、細心の注意を払い安全運転の励行に努めるよう指導してまいりますので、本件につきましてご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。
（「なし」の声あり）
○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。
　これから討論を行います。
　討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。
　承認第３号を採決します。
　この採決は起立によって行います。
　本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
○議長（鹿中順一君）　起立全員です。
　したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第４号
○議長（鹿中順一君）　日程第６、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第９号）について）を議題とします。
　内容の説明を求めます。
　住民企画課長。
○住民企画課長（伊藤泰広君）　それでは、ただいま上程となりました承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度一般会計補正予算（第９号）につい

て）説明いたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり国の補正予算によります地方創生加速化交付金が交付されることに伴い、予算の増額補正と繰越明許費の設定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただいております。

交付金の決定通知がありました３月 29 日付で地方自治法第 179 条の規定に基づき専決処分をしたものであります。交付金に基づく事業につきましては、３月９日に行いました第２回全員協議会において説明させていただきました４つのくくりのうち、単独１の事業区分のみで、各常任委員会等で説明いたしました津別町共生のまちづくり事業のみが採択となりました。すべて繰越明許費とさせていただきまして 28 年度の事業として行うものであります。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第１条につきましては、第１項で歳入歳出予算にそれぞれ 3,600 万円を追加し、予算の総額を 55 億 9,091 万 4,000 円とするものであります。

第１条の第２項及び第２条につきましては、後ほどまた説明させていただきます。

資料の事項別明細書、歳出から説明いたしますので５ページから６ページをお開きください。今回の加速化交付金で採択された事業は、１事業だけでありまして、その事業内の流用が可能となっておりますから予算につきましても一つの目として設定させていただきました。なお、事業内容につきましては、全員協議会等で説明しておりますので詳細は省略させて説明させていただきます。款２総務費、項２地域振興費、目６地方創生事業費といたしまして、総額 3,600 万円を一括計上させていただいております。中身的には４つの事業に細分化されまして、まず全体事業の総合的支援をお願いするものとして共生のまちづくりマネジメント支援事業として委託料 216 万円の追加となります。

次に、昨年度から行っておりますまちなか再生事業の継続事業としてのまちなか再生加速化事業といたしまして筑波大学との共同研究費として委託料 600 万円の追加、また、高大連携をはじめとしました人材育成やゼミ合宿の受け入れ等につきまして、まちなか再生協議会へ負担金として 400 万円の追加、合わせますと事業全体で 1,000

万円となります。次に、障がい者の働く場・生活の場創出事業につきましては、空き家の掘り起こしや管理事業等も含めまして障がい者の働く場の整備や人材育成の事業を委託するものでありますが、これは船橋市の経験豊かな方々が津別町に法人を設立し、対応してくれることになりまして 1,500 万円の追加となっております。最後に再生可能エネルギーマネジメントセンター設立研究会設置事業でありますが、昨年度作成されました津別町モデル地域再生プランにおける再生可能エネルギーのマネジメントを請け負う公民連携の事業体の設置に向けまして人材育成や研究を進める事業としまして旅費と委託料で 884 万円の追加となります。なお、旅費等で交付金の対象とならないものがあることから、交付金全体の消化を見越しながら一般財源を足しながら予算化したものであります。

次に、歳入の３ページ、４ページをお開きください。款６地方消費税交付金、項１地方消費税交付金、目１地方消費税交付金ですが、交付金対象外等の一般財源といたしまして 131 万 7,000 円の増額補正といたしました。また、款 13 国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金につきましては、地方創生加速化交付金としまして総額 3,468 万 3,000 円の増額となるところであります。

それでは、補正予算の条文のほうにお戻りください。

第１条第２項における第１表につきましては、ただいま歳出歳入の順で説明いたしました内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第１項の内容のとおりとなります。

第２条の繰越明許費につきましては、第２表にありますとおり国の補正予算に対応するものとして４件の事業について設置をお願いするものです。これらにつきましては、国の交付金事業として全体で１件の事業とされておりまして、設置した繰越明許費の中の事業間流用は可能とされていますことを申し添えます。

以上、内容の説明といたします。ご承認をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

承認第４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第５号

○議長（鹿中順一君）　日程第７、承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤　泰広君）　それでは、ただいま上程となりました承認第５号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度一般会計補正予算（第10号）について）説明いたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただいております。

実際の内容といたしましては、各歳入の確定、それらにかかわる各事業費の精査を基本に歳出の精査を行いまして財源調整により一般財源を基金へ積み立てることで補正予算を組み立て、３月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をしたものであります。

なお、内容につきましては事項別明細書で説明いたしますが、単なる精査について主なものについてのみの説明とし、財源内訳のみの補正は説明を省略させていただき

ますのでご了解方よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第１条につきましては、第１項で歳入歳出予算のそれぞれ１億5,034万8,000円を追加し､予算の総額を57億4,126万2,000円とするものであります。第１条第２項及び第２条につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、資料の事項別明細書、歳出から目を基本に説明いたしますので23ページから24ページをお開きください。款２総務費につきましては、全体で１億5,458万円の増額補正になりますが、項１総務管理費としまして目３財政管理費を 4,394 万円の増額ですが、これは公共施設等整備基金積立とし、積み立て財源の使用料の増分と一般財源の残 4,271 万 8,000 円を合わせまして 4,394 万円を増額補正するものであります。次に、項２地域振興費の目１企画総務費ですが、25ページから26ページをお開きください。寄附金と一般財源の残分を合わせまして地域振興基金積立金として１億１万円の増額、目３企画振興費では、これはふるさと納税の積立金としまして28ページのほうになりますが、ふるさとつべつ応援基金積立金といたしまして 1,641 万 8,000円の増額となります。

飛びまして 29 ページの款３民生費、項１社会福祉費につきましては 31 ページになります。目１社会福祉総務費につきまして、また飛びますが34ページの説明になります。二段目になります、社会保障事業基金積立金ですが、地方消費税交付金のうち増税分であります社会保障財源分について額が確定したことから 3,696 万 1,000 円の増額となります。今年度の最終交付額は 4,696 万 1,000 円となるところであります。また、次の国民健康保険事業特別会計の繰出金は 460 万 8,000 円の減額、同様に介護保険事業特別会計繰出金も221万8,000円の減額となります。35ページ、36ページをお開きください。目８後期高齢者医療費ですが、後期高齢者医療事業特別会計の繰出金が１万9,000円の減額となるところです。

次に、39 ページからの款４衛生費、項１保健衛生費ですが 39 ページ、40 ページをお開きください。目３環境衛生費において下水道事業特別会計繰出金を 986 万 7,000円の減額となるところです。これ以降につきましては、すべて歳入が伴う需用費の精査と財源内訳のみの補正となりますので説明を省略させていただきまして、歳入の３

ページから４ページをお開きください。歳入につきましては、実額による補正となりますので主なものについてご説明いたします。

まず、款１町税は 2,422 万 5,000 円の増額補正となります。そのうち町民税は現年分で個人 799 万 8,000 円、法人 1,155 万 9,000 円の増額。また、固定資産税も現年分で 327 万 4,000 円の増額。町たばこ税につきましても 159 万 7,000 円の増額となるところです。なお、入湯税は若干ながら 21 万 5,000 円の増額となり、いずれも見込みよりも上回る結果となっております。

款２地方譲与税は、1,105 万 4,000 円の増額です。５ページになりますが款４配当割交付金は 153 万円の増額。款５株式等譲渡所得割交付金は 133 万 5,000 円の増額と、これは見込みが立てにくいものですが前年度並みの増となったところであります。

款６地方消費税交付金につきましては 4,795 万 7,000 円の増額で、最終的には１億 1,487 万 4,000 円の交付となりましたが、先ほど歳出で話しましたが、うち 4,696 万 1,000 円が社会保障財源分、いわゆる消費税増税分として社会保障事業基金に積み立てる分でありまして、福祉や衛生、少子化対策などの社会保障事業の財源とするものとなるものです。

款７自動車取得税交付金は 388 万 5,000 円の増額となります。款９地方交付税は 6,482 万 3,000 円の増額で、これはすべて特別交付税で交付確定額は１億 8,482 万 3,000 円、前年対比 808 万 7,000 円、4.2％の減となったところです。減の理由といたしましては、除排雪経費並びにデジタルテレビの中継局整備等分で 1,700 万円程度の算定減となりましたが、地域おこし協力隊の増によりまして 800 万円の増となり、その差し引きが減というところで推計しているところであります。

次に、款 11 分担金及負担金ですが、項２負担金につきまして７ページから８ページをお開きください。目２衛生費負担金の生ごみ処理負担金につきましては、大空町からの持ち込みされる生ごみの広域処理費用の負担金でありまして、実績減によりまして 133 万円の減額となるところです。款 12 使用料及手数料ですが、項１使用料、目５土木使用料のうち２節の住宅使用料につきましては総額 336 万 2,000 円の増額となりますが、これは特定公共賃貸住宅の分につきまして、公共施設等整備基金に積み立てる財源としているところであります。

９ページからの款 13 国庫支出金につきましては、全体で 81 万 1,000 円の増額で対象事業の事業費確定によるものです。次に、11 ページから 12 ページを開きください。同様に款 14 道支出金についても対象事業費の事業費確定によるものですが、全体で 55 万 4,000 円の減額補正となるところです。次に、13 ページから 14 ページをお開きください。この中で項２道補助金、目２民生費道補助金の施設型給付費につきましては、これは認定こども園の給付にかかるもので 1,031 万 8,000 円の増額になるところです。

15 ページの款 15 財産収入につきましては、17 ページから 18 ページをお開きください。一番上になりますが、項２財産売払収入につきましては、目１生産品売払収入の町有林素材売払収入として 936 万 6,000 円の増額で、総額、昨年度は 2,589 万 5,000 円となるところであります。

款 16 寄附金につきましては、総務費寄附金は、ふるさと納税の分で 1,641 万 8,000 円の増額、目４民生費寄附金は指定寄附金によるもので１万円の増額となります。款 17 繰入金、項１基金繰入金、目１基金繰入金につきましては、各対象事業の精査で 988 万 2,000 円の減額となるところです。款 19 諸収入につきましては、19 ページから 20 ページのほうをお開きください。項５雑入、目２弁償金につきましては、光ケーブの破損によりかかるもので弁償金として７万 3,000 円の増額となります。目７雑入ですが、職員研修費の助成としまして、市町村アカデミー等研修受講助成金 35 万 5,000 円の新規追加等がありますが、中身については 21 ページから 22 ページをお開きください。中段ぐらいになるのですが、二酸化炭素排出抑制対策事業として 2,154 万円の減額ですが、これは防災対策といたしまして、津別中学校の太陽光発電設備設置事業に係るもので、事業費の減につきましては、歳出は３月補正で行っていたものの財源である当該収入の減額を怠っていたものであります。申し訳ありませんでした。災害対策費で財源対策の補正を行っております。このため、雑入全体では 2,041 万円の減額補正となっているところです。款 20 町債では 200 万円の減額補正となります。３件の事業につきまして起債額の変更となっているところです。

それでは、補正予算の条文のほうにお戻りください。第１条第２項の第１表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額は第１項の内容となるところであります。

第２条の地方債補正につきましては、第２表にありますとおり歳入の補正額に基づきまして３件の事業の限度額の変更をお願いするもので、限度額の総額を４億 4,763万7,000円とするものであります。

以上、内容の説明といたします。ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

１番、佐藤久哉君。

○１番（佐藤久哉君）　24ページ、地域おこし協力隊事業、報酬の精査とありますが、この精査については問題ないのですが、先ほど行政報告でもありましたように、相生の檜山さん夫婦が４月末ということで、私、実は行政報告で初めて知ったのですけれども、相生でも可能なデザイン業等を行いながら住み続けるような意思がったというような報告を受けていたように聞きますが、なぜ津別を離町されることになったのかということと、それから近々任期を終える福士君について新たな情報があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。地域おこし協力隊については、それぞれの地域に都会から人がやって来て、その地域に対して何かを貢献していくと。そうした中で地域を応援してもらいながら３年間国の補助を受けたお金で生活し、なおかつ、その後起業したり就職したりして、その地域に根差してもらうことを目的とした事業だと思っております。津別町としての考え方もそういうものだとは思うのですけれども、その考え方についてもいま一度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君）　ただいまご質問いただきました地域おこし協力隊の関係についてでありますけれども、はじめの相生にお住まいだった檜山ご夫妻の関係についてですけれども、昨年度時期を別にしていましたけれども、ご夫婦とも退任されて引き続き津別相生地区で芸術活動を大西さんと同じようなグループでともにするというような構想で継続して住んでいただくというところで進んでおりましたけれども、その後、現在は「相生ネオ・フォーク」というような名前で事業が進もうとしておりますけれども、その事業構想を練っていく中でいろいろなメンバーは出たり入

ったりしたのですけれども、その中で表現としては非常に難しいのですけれども、なかなか歩調が合わなくなってきたというところがあったようでして、我々には残念ながら最終的に相談、報告もなしに転出されてしまったということで、ちょっと残念な面があるのですけれども、生活の成りあい的に芸術家集団を考えていたところだと思うのですけれども、そのあたりがうまくいかなくなったということで転出されたというふうに聞いております。

それと福士さんにつきましては、来月 16 日が卒業の期限ということになるのですけれども、この冬場、ニセコにおいてスキー客、あとインバウンドで外国から来る方々を対象に移動販売車を通じて津別を売り出して、その中で販売ノウハウだったり人脈をつくって津別で将来ゲストハウスを行うときに顧客になっていただいたり、支援者になっていただくというようなことである意味修行を積んで帰って来ました。現在としましてはゲストハウスという夢は引き続き持ちながら、移動販売車において夏場においては津別峠を周辺とする津別のイベントであったり、近隣のそういう人の集まる所で移動販売を行いながら、資金をつくったりノウハウを蓄積したりしつつ、冬場においては引き続きニセコのほうで移動販売を行って、将来的なゲストハウスの立ち上げに向けて準備していきたいという気持ちを持っておられます。今年も帰って来てから、ゲストハウスとなり得る候補地を今現在も探してはいるところですけれども、まだその条件に合うような所がないというところで、町としましても定住につながるように引き続き支援をしていきたいというふうに考えているところです。

その他の協力隊の方々につきましても、人の出入りもあるところですけれども、ここのところメンバーが増えてきているというような状況になっています。前回の議会の中でも質問をいただきましたけれども町民に対する協力隊のＰＲであったり、活動報告であったり、どんな形が適切かちょっとまだ考えあぐねているところありますけれども、町民との距離を近くして、あと、どんな活動しているのかというのを見えるようにして、少しでも定着につながるように町としても支援をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　１番、佐藤久哉君。

○１番（佐藤久哉君）　地域おこし協力隊については、任期終了後 100 万円程度の起

業のための補助金が認められていたと思うのですけれども、今福士さんのような場合は、例えば今６月に終わって、その後１年経った後でもそうしたお金が補助制度として活用できるのかどうか。今の段階で見つからなくて来年以降に津別で起業しようとした場合、今資金を稼いだりしているというので、そういう場合でも適用になるのかどうかその辺ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、地域おこし協力隊については、前にも議論がありましたけれども、やっぱり町の人に理解してもらうという意味ではそういったプロパガンダも必要だと思うのですけれども、全部がそうだとは言いませんけれども、今地域おこし協力隊に員として来る人たちの考え方もちょっといろいろあると思うのです。採用する側の考え方もいろいろあるのですけれども、どうも最初の地域おこし協力隊制度の国が打ち出した理念とずれてきて、単なるそれぞれの地域の労働力の補てんに、また来る側も３年間の食いぶちをつなぐ、そういう意味で来ているような部分が各地でトラブルを起こしているという話を私も耳にします。津別町ではそういうことはないかと思いますが、そういうことにならないように今後とも地域おこし協力隊の対応を考えていただきたいと思いますので考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君）　ただいまのお尋ねの 100 万円の補助金の関係ですけれども、退任、卒業後１年間は適用になるというふうになっております。福士さんの具体的な例でいいますと既に今現在補助金の申請に関して相談がきております。具体的にまずは移動販売車のバージョンアップといいましょうか、そこら辺を今考えておられるということで、備品類、あと装置類をその補助金を活用して補強していきたいということで相談を受けているところです。間もなく正式な補助申請になるのではないかなというふうに考えているところです。

それと、後段の協力隊の理念の部分についてですけれども、その部分は非常に重く受けとめていかなければいけないのじゃないかなというふうに考えていますし、ある意味まず協力隊の要望の出元は、いわゆる労働力という出発点もある部分も否めないところでありますけれども、単なる労働力の補てんということではなくて、町を好きになってもらって、町に住んでもらって、定着してもらって、逆に町のことをいい意

味でＰＲしてもらうような、そんなような下地をつくるのが担当である我々の仕事かなというように思っていますので、そのあたり注意しながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

承認第５号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第６号

○議長（鹿中順一君）　日程第８、承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君）　ただいま上程となりました承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において国庫支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるもの、また、歳出では、保険給付費の精査を主なものとする補正でありま

して、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第１項の規定により、３月31日付で専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものであります。

条文の第１条といたしまして、歳入歳出予算の総額から 5,101 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を９億2,352万8,000円とするものです。

はじめに歳出のほうからご説明いたしますので９ページ、10 ページをお開きください。款１総務費の目１一般管理費では、給与費並びに次の総務一般管理経費の精査によりまして44万4,000円の減額でございます。下段の目２連合会負担金は、次ページ、11ページ、12ページになりますが７万8,000円の減額であります。次に、項２徴税費、目１賦課徴収費は、国保税徴収業務で17万4,000円の減額、目２滞納処分費では１万円の減額、項３運営協議会費、目１運営協議会費では11万3,000円の減額。13ページ、14 ページをお開きください。項４趣旨普及費、目１趣旨普及費では４万円の減額となります。

次の款２保険給付費、項１療養諸費では、療養給付費の確定に伴い目１一般被保険者分では1,704万2,000円、目２退職被保険者等で1,702万4,000円の減額、15、16ページになりますが、目３一般被保険者療養費で53万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。次の目４退職被保険者等療養費では８万 2,000 円の減額、目５審査支払手数料では23万7,000円の減額であります。次の項２高額療養費は、自己負担限度額をとらえた部分に対するものですが、目１の一般被保険者分、目２退職被保険者分、17ページ、18ページの目３一般被保険者高額介護合算医療費、目４の退職被保険者等高額介護合算療養費分も含めまして 1,729 万 5,000 円を減額するものでございます。同じく、17ページ、18ページの中段になります。項３移送費では利用者実績がなかったということで、その下の目１一般、退職合わせまして３万 1,000 円の減額となります。19ページ、20ページになりますが、項４出産育児諸費では７名分の支出となりましたので支払手数料含めまして 126 万 1,000 円の減額でございます。次の項５葬祭諸費では33万円を減額するものです。

次の款３後期高齢者支援金、下段の款６介護納付金は、財源内訳のみの補正となります。21ページ、22ページをお開き願います。款７共同事業拠出金につきましても額

確定により１万 7,000 円を減額となります。下段の款８保健事業費、項１の特定健康診査等事業費で 103 万 4,000 円の減。23 ページ、24 ページ中段になります。項２保健事業費で 31 万 9,000 円の減は、いずれも事業精査に伴う減額でございます。次の款９基金積立金では、国道支出金など次年度に償還をする財源などで 524 万 6,000 円を追加するものでございます。25 ページ、26 ページとなりますが、以下款 10 公債費では、５万円の減額、款 11 諸支出金では 13 万 7,000 円の減額で、いずれも精査による補正でございます。

続いて歳入をご説明申し上げますので３ページ、４ページをお開き願います。款１国民健康保険税につきましては、目１一般分、目２退職分、それぞれ額の確定によりまして総体で 295 万 7,000 円の増、款２国庫支出金につきましては、次の国庫負担金、国庫補助金の額の確定により 1,120 万 8,000 円の減額となります。５ページ、６ページになります。款３療養給付費交付金は 2,006 万 9,000 円の減額、款４前期高齢者交付金は 3,552 万 8,000 円の減、款５道支出金は 563 万 2,000 円の追加であります。内訳といたしまして、道補助金の財政調整交付金 476 万 9,000 円の減額、特別財政調整交付金 1,040 万 1,000 円の増額補正につきましては、上半期の療養給付費の減により連合会支出金が減額となった影響分の一部が交付されたものであります。次に、款８繰入金の一般会計繰入金として事業精査によりまして 460 万 8,000 円の減額を行い、項２国庫基金からは、1,206 万 6,000 円の繰り入れを行ったところであります。款 10 諸収入は７ページ、８ページとなりますが、項１延滞金、加算金及過料で 25 万 5,000 円の減額、中段以下、項２雑入では 4,000 円を追加し、全体で 25 万 1,000 円の減額を行ったところであります。

それでは、第１表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款項区分ごとに整理させていただきました。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

承認第６号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第７号

○議長（鹿中順一君）　日程第９、承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君）　ただいま上程となりました承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（平成27年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、主に後期高齢者医療保険料、繰入金、諸収入等の額の確定による補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第１項の規定により３月31日付で専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものであります。

条文の第１条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ113万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,747万5,000円とするものであります。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので５ページ、６ページをお開き願います。款１総務費につきましては、目１一般管理費の総務一般事務経費、健診等委託

料の精査によりまして7万 6,000 円を減額。次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の確定により 95 万 2,000 円の減額です。次に、款3諸支出金では、過年度過誤納金還付金及び還付加算金について支出がございませんでしたので、合わせて 10 万 2,000 円を減額するものでございます。

続いて歳入の説明を申し上げます。3ページ、4ページをお開き願います。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料では額の確定をいたしましたので 92 万 8,000 円を減額するものです。款2繰入金は一般会計繰入金で、1万 9,000 円の減額、款4諸収入では、項1延滞金、項2償還金及還付加算金、項3雑入まで収入実績ゼロによる減額、項4受託事業収入は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の額確定によりまして7万 9,000 円の減額となります。

それでは、第1表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれの補正を款項区分ごとに整理をさせていただきましたものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩　午前10時56分

再開　午前11時10分

〇議長（鹿中順一君）　休憩を閉じ再開します。

◎承認第８号

〇議長（鹿中順一君）　日程第 10、承認第８号　専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

〇保健福祉課主幹（小野淳子さん）　ただいま上程となりました承認第８号　専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由といたしまして、歳入において、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定によりまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第１項の規定により３月 31 日付で専決処分させていただいたものです。

それでは、条文をご覧ください。第１条といたしまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ 789 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を５億 176 万 9,000 円とするものでございます。

歳出のほうからご説明申し上げますので７ページ、８ページをお開きください。款２保険給付費では、事業の確定によりまして総額 1,598 万 6,000 円の減額となります。平成 27 年度の介護保険サービスの利用状況などにつきましては、ただいま担当が整理しておりますので、６月に予定しております所管の常任委員会で報告させていただく予定をしております。

次に、11 ページ、12 ページをお開きください。款３地域支援事業費につきましては、これも事業の確定によりまして総額 111 万 2,000 円の減額となります。

19ページ、20ページをお開きください。款４基金積立金では、923万4,000円の追加補正となります。これは、保険料の積み立て分と保険給付費にかかる国、道支払基金の負担金、また地域支援事業にかかる国、道支払基金の補助金が今年度は多く交付されておりますので、28年度に返還するため介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。６月以降の実績報告による確定によりまして、取り崩しを行い返還するものでございます。

21ページ、22ページをお開きください。款５諸支出金では３万2,000円を減額するものであります。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思います。３ページ、４ページをお開きください。款１保険料では額の確定によりまして220万3,000円を減額するものでございます。款２手数料では６万 9,000円を減額するものでございます。款３国庫支出金、款４支払基金交付金、款５道支出金では、保険給付費地域支援事業費が確定しましたので国庫支出金で414万9,000円の追加、支払基金交付金では240万8,000円の減額、道支出金では169万4,000円を減額するものでございます。

次に、款７繰入金ですが569万円の減額であります。項１の一般会計繰入金ではルール分として整理いたしましたので221万8,000円を減額するものです。５ページ、６ページですが、項２基金繰入金では、保険給付費の伸びが見込みほど伸びなかったことによりまして基金繰入金が347万2,000円を減額するものでございます。款９諸収入では１万9,000円の追加補正をするものです。

それでは第１表に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を款項区分ごとに整理させていただきましたので、原案につきましてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

承認第８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第９号

○議長（鹿中順一君）　日程第 11、承認第９号　専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第５号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君）　ただいま上程となりました承認９号　専決処分の承認を求めることについて、専決処分第８号（平成 27 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入では繰入金、諸収入、町債の額の確定によるもので、歳出では事業完了による減額精査ですが、補正について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないためでございます。

第１条につきましては、歳入歳出それぞれ 1,046 万 6,000 円を減額し、予算の総額を５億 3,368 万 5,000 円とするものでございます。

補正内容につきましては、主なものについてご説明いたしますので、歳出の５ページ、６ページをお開きください。款２特環下水道費、項１施設管理費、目２処理場管理費、節 11 需用費は８ページをお開きください。光熱水費、電気料は、年々増加傾向にありましたが、新電力会社契約を含む精査によりまして 151 万 6,000 円の減額、委託料につきましては、下水道管理センター維持管理業務の完了精査によりまして 112 万 9,000 円の減額をするものです。

３ページ、４ページ、歳入にお戻りください。款４繰入金につきましては、歳入歳出の精査確定に伴い一般会計繰入金を 986 万 7,000 円減額するものです。款６諸収入につきましては、丸玉産業新事務所建設に伴う下水管の埋設分として区域外負担金 100 万 1,000 円を増額するものです。款７町債につきましては、特環下水道債の精査で 160 万円の減額となります。

最初の条文に戻っていただき、第１条第２項の第１表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

第２条地方債補正の第２表につきましては、補正後の限度額を１億 1,090 万円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

承認第９号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 12、議案第 39 号　津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君）　ただいま上程になりました議案第39号　津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付しております説明資料の１ページをご覧ください。税条例等の改正内容として記載させていただきましたが、１の改正根拠については、記載のとおり地方税法の一部を改正する法律が平成28年３月31日に公布されたことに伴い、津別町税条例について必要な改正を行うものであります。

では、２の条例改正の主な内容について説明させていただきます。今回の条例改正については、公布の日からの施行となりますが、施行日の記載のないものは、平成28年４月１日からの適用となります。また、改正する条例についても記載のとおりであります。該当する条例については、項目下に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。それでは、（１）の納期限後に納付する税金等に関する延滞金の取り扱いが、国税と同じ取り扱いになる改正であります。（２）の固定資産税の減免申請に関しては、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構へ名称変更に伴う改正であります。（３）の法人住民税の法人税割の税率が現行の12.1%から8.4%に改正されるものであります。（４）の軽自動車税の名称が種別割と変更がされることになります。それに伴い納税義務者の規定及び税額等が改正されるものであります。２ページに車体課税見直しのスケジュールの資料を添付しておりますが、平成29年４月から自動車取得税の廃止が予定されていますが、それに代わるものとして環境性能割の導入が予定されているところであります。軽自動車税については、四輪乗用の自家用車を例にしますが、平成27年３月31日以前の登録者が7,200円で、同年４月１日以降の登録者が１万800円になります。また、環境性能に配慮した電気自動車等、平成32年燃費基準達成車等については、税率が75%から25%の軽減税率の対象になりまして、それぞれ2,700円、5,400円、8,100円の税率となります。また、初年度登録から13年を経過した軽自動車については、本年は平成14年以前に登録された軽自動車について改正税率に対して重課、これは上乗せとなりますが、おおむね20%が加算され税額が１万2,900円となることとして改正されたところであります。なお、太線で示されている項目については、平成28年改正で法制化される予定の事項

であり、今後の地方税法改正に伴い条例改正となる状況と思われます。１ページの（５）ですけれども、特定一般用医療品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例が創設となります。続いて（６）ですけれども、固定資産税の特例についてですが、平成28 年度からの新設の再生可能エネルギー発電設備に関して、風力発電等が追加となります。これは、わがまち特例の追加となりますが、これには該当用件がありますので申請が必要となります。償却資産の課税標準が一部減免となることとなります。現在のところ該当施設はありません。（７）は町たばこ税に関する経過措置の条文が新条例とあるのが町税条例に改正されたものであります。その他関連法の改正に伴う条例改正の内容については、資料の３ページからの新旧対照表の中で記載をしているところであります。

それでは、３ページの税条例新旧対照表をご覧ください。なお、今回の改正に伴う軽微な条項の整理については説明を省略させていただきます。３ページの第 19 条から続いて３ページ、４ページ、５ページ、６ページの第 43 条と６ページから 10 ページまでの第 48 条、第 50 条関連は、先ほど説明をしました説明資料１ページの（１）納期限後に納付し又は納付する税金又は納入金に係る延滞金の取り扱いについての改正であります。

続いて、説明資料５ページに戻りますけれども、上段のほうに書かれています第 34 条の４については、法人住民税の法人税割の税率の改正であります。続いて飛びますけれども、10 ページの第 56 条と 11 ページの 59 条については、独立行政法人労働者健康安全機構の組織名称の変更に係る改正であります。

続いて、12 ページからになりますけれども、第 80 条からずっと続きまして 19 ページの 91 条になりますけれども…、の部分、あと、ちょっと飛びますけれども 21 ページからの附則第 15 条の２から、22 ページの附則第 16 条及びそれ以降の 26 ページまでの平成 26 年改正附則第６条については、軽自動車税の名称変更及びそれに伴う納税義務者の規定、税額等の改正となる形になります。

続いて、申し訳ないですが 19 ページに戻りますけれども、19 ページ、下のほうになりますけれども、附則第６条についてですが、これは、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の条項になります。続いて、20 ページの第 10 条の２

から続いてずっといきます、次のページの第10条の３については、固定資産税にかかわるわがまち特例の見直し等に係る改正であります。

続いて少し飛びますけども、27 ページになりますけれども、それ以降の部分、ずっと続きますけれども、これについては平成27年改正附則第６条についてになりますけれども、町たばこ税に関する経過措置等の改正に関するものであります。

続いて、議案の条文をご覧いただきたいと思います。改正条文につきましては、新旧対照表で今ご説明させていただきましたが、その内容について条文化したものであります。条文の説明は申し訳ないですが省略させていただきます。

続いて、条文のちょっと議案をめくっていただきますけれども、ずっといきまして10 枚ほどめくっていただいて表が終わるところなのですけれども、そこに改正の附則があります。それをご覧いただきたいのですが、この附則の中で、第１条の施行期日の規定でありますけども、公布の日から施行となりますが、法律施行日と空白の期間を埋めるために法律施行日である平成 28 年４月１日から適用させるものであります。また、次の各号については、各号に定める日からの施行になります。第１条の第１項でありますけれども、町税条例第 19 条、第 34 条の４、同じく 43 条、同じく 48 条及び第 50 条に関しては、次のページの上段に記載されていますけれども、平成 29 年１月１日からの適用になります。

続きまして、第２項の関係でありますけれども、軽自動車税に関するものですが、町税条例第 80 条、同じく 81 条、81 条の２、81 条の 3、81 条の４、81 条の５、81 条の６、81 条の７、同じく 81 条の８、82 条、83 条、85 条、87 条、同じく 88 条、同じく 89 条、90 条、同じく 91 条、附則第 15 条の２、同じく附則第 15 条の３、同じく第15 条の４、15 条の５、15 条の６、同じく 16 条及び平成 26 年改正附則第６条については、中段下に記載のとおり平成29年４月１日からの施行になります。

続いて、第３項特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、これは附則第６条の改正規定及び次条第２項については、平成 30 年１月１日からの施行になります。

続いて、附則第２条の町民税に関する経過措置についてですが、第１項の新条例附則第６条の規定は、平成 30 年度以降の年度分個人の町民税について適用となります。

続いて、次のページになりますけれども、第２項の法人税率の税率については、平成29年４月以降に開始する事業年度分の法人の町民税及び連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した法人の町民税及び連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものとなります。

第３項の新条例第 48 条第５項及び第 50 条第４項の法人の町民税に係る申告納付及び不足税額を納税の手続きについてですが、平成 29 年１月１日以後に到来する法人の町民税に係る延滞金から適用になります。

続いて、附則第３条の固定資産税に係る経過措置ですけれども、第１項で新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用となります。平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例になります。同じく、同条第２項から次のページ、第８項までの部分になりますけれども、このわがまち特例に関しては、平成 28 年４月１日以後に新たに取得される設備等に関して課する平成 29 年度以後の分の固定資産税について適用になります。

続いて、下のほうになりますけれども、附則第４条の軽自動車税に関する経過措置ですが、同条第１項で環境性能割に関する規定は、平成 29 年４月１日以後に取得された三輪自動車が適用になります。同じく、同条第２項に関して軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 29 年度以後の種別割について適用になります。平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるところとなります。

最後になりますが、条例改正を伴わない地方税法の改正についてですが、日本郵便に係る固定資産税の特例措置が縮小され２年間延長することとなりました。また、新築住宅及び認定長期住宅に係る固定資産税の減額措置についても２年延長となります。また、農地、中間管理機構に本年４月１日から平成 30 年３月１日までの間に全農地を一定期間以上貸し付けた場合、期間に応じて固定資産税が減免されることとなります。

以上であります。改正内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第39条を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第40号

○議長（鹿中順一君）　日程第13、議案第40号　津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君）　ただいま上程になりました議案第40号　津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付しております説明資料の33ページをご覧ください。今回の条例改正の主な内容について説明させていただきます。改正の理由は、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の施行に伴い、附則の文言の整備と整理のため附則第２項が改正されるものであります。新旧対照表については以上のとおりであります。

続いて、条文をご覧いただきたいと思いますけれども、議案第40号ですけれども、条文をご覧ください。改正条文については新旧対照表のとおりでありますので、条文化したものでありますので条文の説明は省略させていただきます。

改正附則としまして、施行は公布日としますけれども、適用は平成28年４月１日からとするものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（鹿中順一君）　日程第14、議案第41号　ふるさとつべつ応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君）　それではただいま上程となりました議案第41号　ふるさとつべつ応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、ふるさと納税制度が導入された際にふるさと納税として寄附されたものを基金に積んだ上で、各目的に合った事業の財源に充てようとして平成22年に制定されたものであります。その後の制度の動きに対応するため今回改正をお願いするものであります。

それでは説明資料34ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきまして

は、第２条と第３条に一個ずつ加える改正となります。表の改正後をご覧ください。第２条ですが、第２項として町長は、前項第５号に規定する事業、つまり寄附金を財源として行う事業のうち、その他まちづくりに資する事業につきまして、前条の目的、これは第１条に記載していますが多様な人々の参加によって個性あるまちづくりを目指すことのために必要と認める事業を指定することができる。と加えるものであります。実際の例といたしましては、ラグビー合宿の充実のために機械器具の整備事業とかという事業名を指定してふるさと納税寄附を集めることができるようになるものであります。あわせまして、クラウドファンディング、これにも対応できるものとなりますが、クラウドファンディングとは、もともと不特定多数から資金調達をすることなのですが、起業家、これは業を起こす起業なのですが、その起業家等が新製品とかサービスの実現など、ある目的のためにインターネット等を通じまして不特定多数の人から資金の出資や協力を得ることをいいますが、ふるさと納税では、ふるさと納税のこの方法としては先ほどの例でいきますと、ラグビー合宿の充実のために機械器具に 500 万円が必要なので寄附を受け付けます。というような目的と金額を定めて行うものです。なお、本年度から地域おこし協力隊の起業資金につきましても、このふるさと納税のクラウドファンディングの方法によって調達することが可能というふうになっているところです。これらを含めまして、今後本町におきましても一定目的を定めてふるさと納税をお願いできるようにこの改正をお願いするものであります。

次に、第３条ですが、第１項でふるさと納税の寄附はすべて基金に積み立てるものとされておりますが、今回第２項といたしまして第１項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、ふるさと納税を進める上で必要な財源に充てることができるとするものであります。実際に必要な財源と考えておりますのは、ふるさと納税に対するお礼品に係る費用でありまして、現在おおよそ寄附金額の半額程度を基本にお礼を選定しているところでありますが、それらはすべて一般財源で対応しているところであります。先の行政報告にありましたとおり、27 年度では総額 3,100 万円余りの金額となっておりまして、お礼に対する一般財源が 1,500 万円を超えることとなっております。他の市町村の状況も確認したところお礼品につきましては、寄附金を財源に充てまして残りを事業に充てる団体が主でありまして、特に寄附金が多額になるにつれ、

その傾向が強くなるようです。津別町におきましても、同様に対応しようとするものであります。人件費をはじめとします事務経費等の間接経費は、一般財源と考えておりますが、直接経費のお礼品の財源につきましては基金積立、お礼品の財源として除いた上で基金として積み立てることとして予定しています。本年度、当初予算に関しましては、既に一般財源で措置しておりますので、当初予算を超える寄附が集まった時点で、つまり補正予算を組まなきゃいけないような状況になりましたら、この状況を適用するというふうに考えているところであります。

それでは、議案の条文のほうにお戻りください。今ご説明しました新旧対照表で対照表内容を条文化したものです。

附則ですが、施行期日を公布の日からとしております。

以上、議案第 41 号の内容説明とさせていただきます。原案についてご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 15、議案第 42 号　津別町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君）　ただいま上程となりました議案第42号　津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料の35ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年４月１日に施行され、あわせて地方税法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正によりまして、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が改正となりましたことから、津別町国民健康保険税条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第96条第１項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、①として国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を現行の「52万円」を「54万円」に。

②として、同じく後期高齢者支援金等課税額を「17万円」から「19万円」にそれぞれ２万円引き上げるというものでございます。この改正によりまして、限度額総額が85万円から89万円となります。この課税限度額の引き上げにつきましては、これまでも医療費の増加に伴いまして国保税の増大が懸念される中で、負担感の重いと言われる中間所得層にさらなる負担を求めるものではなく、高所得者層に求めていく観点から行われてきた経過がありますが、本年も同じような意味合いから法律改正が行われたものであります。本町におきましても、国保の財政運営を図るためそれぞれ同様の限度額の改正を行おうとするものでございます。

③として、保険税の減額の判定に係る合計所得33万円に、同一世帯所得者１人につき加算する軽減基準額の引き上げとして、５割軽減では１人当たり「26万円」を「26万5,000円」に、２割軽減では１人当たり「47万円」を「48万円」に改正しようとするものでございます。

なお、本年度の基礎課税、高齢者支援金等課税、介護納付金等課税のそれぞれの税率、平等割、均等割につきましては現行のまま据え置くことといたしました。この理由でありますけれども、税率改正等につきまして、医療費の推計から国、道の補助金

や交付金等及び基金の保有額等を見ながら検討することとしておりますが、前年度の医療費の実績が若干ではありますが一昨年と同程度となったこと、また、昨年の被保険者の所得状況や、さらには一部基金の繰り入れも行いながら、低所得者、中間所得者への税負担を考慮し、税率の改正は行わないこととしたものであります。このことにつきましては、今月11日に開催されました国保運営協議会にお諮りいたしまして了承する旨の答申をいただいているところであります。なお、答申の中で意見が添えられておりまして、地域経済への情勢や国保の被保険者世帯に占める軽減世帯の率が津別町では約50％と非常に高い状況の中で税率アップが低所得者、中間所得者層にさらなる重税感を与えることや、平成30年度からの国民健康保険税の運営主体が道に移行することなどを踏まえ、今後の国保財政の推移によっては、一般会計からの繰り入れについても総合的に判断されるよう意見があったところでございます。

それでは、改正条文につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。35ページになりますけれども、最初の第２条第２項では、先ほどご説明申し上げましたとおり課税限度額の限度額をこれまでの「52万円」から「54万円」に。第３項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を「17万円」から「19万円」に改正しようとするものであります。

次のページになりますけれども、保険税の減額を規定している23条におきまして、いずれも各項中の基礎課税額を「52万円」から「54万円」に。後期高齢者支援金等課税額を「17万円」から「19万円」とするものであります。中ほどの２号では、国民健康保険税の減額の判定に係る合計所得33万円に、同一世帯所得者１人につき負担する軽減基準額を５割軽減では１人当たり「26万円」を「26万5,000円」に。第３号では健康保険税の減額の判定に係る合計所得33万円に同一世帯所得者１人当たり加算する軽減基準額を２割軽減になりますが１人当たり「47万円」から「48万円」に改正しようとするものでございます。

議案のほうへお戻りください。ただいまの内容を改正文といたしたものでございます。改正文の内容は省略させていただきます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用するとするものであります。適用区分につきましては、改

正後の規定は平成 28 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 16、議案第 43 号　津別町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん）　それでは、ただいま上程となりました議案第 43 号　津別町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料の37ページをご覧ください。今回の改正理由は、特定個人情報を利用できる範囲を定めておりますが、平成28年４月より「腎臓機能障害者に対する通院交通費助成要綱」と「精神障害者に対する交通費助成要綱」を廃止し、「障がい者等交通費助成事業実施要綱」を定め、また、「心身障害児交通費等支給規則」を廃止し、「心身障がい児交通費助成事業実施要綱」を定めたことによりまして、特定個人情報を利用できる事務の改正につきまして地方自治法第96条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。別表第１の７の欄、津別町腎臓機能障害者に対する通院交通費助成要綱を廃止することによりまして、この欄が削除となります。12の事務、津別町心身障害児交通費等支給規則を津別町心身障がい児交通費助成事業実施要綱とし、特定個人情報の利用する範囲を住民票関係情報、身体障害者手帳関係情報、生活保護関係情報、療育手帳関係情報とします。13の「津別町精神障がい者に対する交通費助成要綱」を腎臓機能と合わせまして「津別町障がい者等交通費助成実施要綱」としまして、その事務といたしまして、住民票関係情報、生活保護関係情報、身体障害者手帳関係情報、療育手帳関係、そして精神障害者保健福祉手帳に関する情報を利用範囲とするものでございます。

それでは、議案本文に戻っていただきたいと思います。ただいま新旧対照表で説明いたしました内容を改正文としたものでございます。

附則をご覧いただきたいと思います。この条例は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用することとするものでございます。

以上、改正内容の説明とさせていただきますのでご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

〇議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第 43 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案が原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 17、議案第 44 号　津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん）　ただいま上程となりました議案第 44 号　津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料の 39 ページになります。今回の改正理由は、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充する等の措置を講ずる子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い条例の改正を行うものでございます。

改正内容は、ひとり親世帯等在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）の別表第１の第１号認定、教育標準時間認定の子どもになりますが、その第３層、町民税所得割課税額７万 7,101 円未満と、別表第２の第２号認定、別表第３の第３号認定、保育認定の子どもになりますけれども、この第３階層、町民税所得割課税額４万 8,600 円未満の世帯では最年長の子どもは 1,000 円控除後に半額、２人目以降は無料とするものです。

また、別表第２、第３の保育認定の子どもの第４階層、町民税所得割課税額７万 7,101

円未満では、最年長の子どもの保育料を半額、２人目以降を無料といたします。また、多子世帯においては、年齢制限を津別町は国の基準より大きく、小学校６年生までとしておりますが、その範囲内で今までは第１子、第２子等の判定を行っておりましたが、このたびの改正によりまして、第１号認定の子どもで第３階層、町民税所得割課税額７万 7,101 円未満、保育認定の子どもでは第４階層、町民税所得割課税額が５万 7,700 円未満の多子世帯においては、第２子を半額、第３子以降を無料とする特例措置の適用にあたりまして、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃し、保護者と生計が同一の子どもであれば年齢にかかわらず対象となります。

この改正につきまして、地方自治法第 96 条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容については新旧対照表をご覧ください。別表第１の第１号認定の備考にひとり親世帯では、改正前は 1,000 円を控除しただけでしたが、改正後は最年長の子どもは 1,000 円控除後に半額、２人目以降は無料とするものです。備考３の多子世帯のところでは、改正後、町民税所得割課税額が７万 7,101 円未満の世帯は、年齢制限がなく生計を一にする子どもの中で適用するというものでございます。

40 ページの別表第２の第２号認定の備考２のほうでは、ひとり親世帯等では改正前は第３階層の方は 1,000 円を控除しただけでございましたが、改正後は最年長の子どもは 1,000 円控除後に半額、２人目以降は無料とし、第４階層、町民税所得割課税額が７万 7,101 円未満の世帯では最年長の子どもは半額、２人目以降無料とするものです。生計を一にする子どもの中で適用するというものでございます。

41 ページの別表第３のほうの備考３でございますが、多子世帯では町民税所得割課税額５万 7,700 円未満の世帯は年齢制限がなく、生計を一にする子どもの中で適用するものでございます。この別表第３の第３号認定では、別表２の保育認定の第２号の認定と同じ改正内容になるものでございます。

それでは、本文に戻っていただきたいと思います。ただいま新旧対照表で説明いたしました内容を改正文としたものでございます。

附則をご覧いただきたいと思います。この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年４月１日から適用するものでございます。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩　午後　0時00分

再　　開　午後　1時00分

○議長（鹿中順一君）　昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第45号

○議長（鹿中順一君）　日程第18、議案第45号　契約の締結について（まちなか団地（Ⅲ工区）建設事業建築本体工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君）　ただいま上程となりました議案第45号　契約の締結に

ついてご説明申し上げます。

まちなか団地Ⅲ工区の建設事業、本体工事の請負契約について予定価格が 5,000 万円を超えていることにより、議会の議決に付すべき契約の財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称は、まちなか団地（Ⅲ工区）建設事業建築本体工事でございます。工事の場所につきましては、津別町字旭町 56 番地１でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札。契約の金額につきましては 6,150 万 6,000 円でございます。うち消費税及び地方消費税につきましては、455 万 6,000 円でございます。契約の相手方につきましては、津別建設株式会社でございます。

工事の内容といたしましては、昨年のＩ棟に引き続きＪ棟を建設するというもので、１棟４戸、１ＬＤＫ１戸、２ＬＤＫ３戸という内容になってございます。入札日につきましては平成 28 年５月の 16 日、工期につきましては、契約の日から平成 28 年 12 月５日でございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（鹿中順一君）　日程第19、議案第46号　財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君）　ただいま上程となりました議案第46号　財産の処分について内容を説明いたします。

本件は、町有林事業に係る立木を売却するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回売却した財産は、町有林の立木で、内容は次のページに記載してありますとおり、カラマツ立木2,270.949立方メートル、トドマツ立木2.505立方メートル、雑木立木159.372立方メートル、総計2,432.826立方メートルとなります。

議案にお戻りください。契約の方法は指名競争入札とし、町内の林業、林産業12社、うち２社辞退、１社欠席により９社で５月12日に開催いたしました。売却金額1,123万2,000円で、丸玉産業株式会社が落札し、本案件議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 20、議案第 47 号　町道路線の廃止について及び日程第 21、議案第 48 号　町道路線の認定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第 20、議案第 47 号　町道路線の廃止について及び日程第 21、議案第 48 号　町道路線の認定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 47 号から順次説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川　篤君）　ただいま上程となりました議案第 47 号　町道路線の廃止について、議案第 48 号　町道路線の認定につきまして内容の説明を申し上げます。

最初に議案第 47 号　町道路線の廃止について、町道 141 号線、町道 142 号線についてでありますが、説明資料の 42 ページをご覧ください。また、裏面に図面も、43 ページには図面として載ってございます。

42 ページ、整理番号 141、町道 141 号線は、道道北見津別線、佛願寺横の津別町字緑町７番地７を起点とし、同じく緑町７番地３、町道 103 号線、福祉寮前を終点とする路線延長 221.9 メーターの路線であります。敷地幅は 7.27 メートル、道路延長 207.9 メートル、重用延長 14 メートル、造成幅員５メートルから 6.5 メートル、有効幅員４メートルから５メートルの道路であります。現在、西町団地買取事業により周辺整備を行っておりますが、道路の一部が団地の外構工事により整備されることから町道 14 号線の終点の変更が必要なことから廃止をしようとするものであります。

整理番号 142、町道 142 号線は、津別町字緑町７番地３、町道 103 号線を起点とし、

同じく緑町７番地３、町道 141 号線を終点とする路線延長 125.64 メートルの路線であります。敷地幅は 7.27 メートル、道路延長 118.44 メートル、重用延長 7.2 メートル、造成幅員 5.1 メートルから 7.3 メートル、有効幅員 4.1 メートルから 6.3 メートルの道路であります。現在、西町団地買取事業により周辺整備を行っておりますが、外構整備区域になることから町道の廃止をしようとするものであります。

以上、道路法第 10 条第３項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 48 号　町道路線の認定につきまして内容の説明を申し上げます。説明資料 42 ページをご覧ください。整理番号 141、町道 141 号線は、道道北見津別線佛願寺横の津別町字緑町７番地７を起点とし、同じく、緑町７番地３を終点とする路線延長 138.73 メートルの路線であります。敷地幅は 7.27 メートル、道路幅延長 130.53 メートル、重用延長 8.2 メートル、造成幅員５メートルから 6.5 メートル、有効幅員４メートルから５メートルの道路であります。先ほど廃止の説明で申し上げましたように道路の一部が団地の外構工事により整備されることから、141 号線の終点の変更をするものであります。道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 48 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 47 号から議案第 48 号までの２件について原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君）　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 28 年第３回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後　1 時 10 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員